

## 観光文化会館・大ホールの感染防止対策について

観光文化会館の大ホールについては、以下の感染防止対策を講じながら運用することとします。

### 1. 利用の条件

次の条件を満たす場合は、利用を許可することとし、利用団体の代表者に感染防止対策を講じるよう説明してください。

- ・来場者（参加者）の氏名及び緊急連絡先の把握に努めること（チケットシステム等により事前に把握している範囲で可。1回の利用（公演）ごとに必要。）。
- ・来場者（参加者）を600人（収容定員1,206人の50%程度）以下とすること。  
また、配席については、施設管理者が推奨する座席配置図を参考に計画すること。
- ・スタッフ等関係者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成すること。
- ・来場者（参加者）及びスタッフ等関係者の氏名及び緊急連絡先の情報は、来場者から感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること。
- ・来場者（参加者）及びスタッフ等関係者が会場へ入場する際は検温を行い、37.5℃以上の発熱がある方は入場させないこと。
- ・空調（冷暖房）設備を常時稼働させて換気を行うこと（設備利用料金は利用団体が負担）。また、利用前後及び休憩時間中は可能な限り、出入口を開放して換気を行うこと。
- ・2の感染防止対策を講じること。

### 2. 利用団体の代表者に求める対策

『劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日、公益社団法人全国公立文化施設協会）』（別添）の「5 公演主催者に協力を求める具体的な対策」に準じることとし、利用団体の代表者に適切な感染防止対策を講じるよう案内してください。